

第4次養父市行政改革大綱

平成29年12月

養父市

I	はじめに	P 1
II	第3次行政改革大綱の取り組み	P 1
	「1 永続的に自立できる財政基盤の構築」	P 1
	「2 市民とのパートナーシップ（協働）の深化」	P 2
	「3 市民視点に立った政策・業務を円滑に遂行するための取組」	P 3
III	課題解決に向けての行政改革の継続	P 4
IV	行政改革の基本方針	P 5
	「1 安定的で持続可能な財政基盤の確保」	P 5
	「2 未来を見据えた公共施設管理の推進」	P 7
	「3 市民とのパートナーシップ（協働の深化）」	P 7
	「4 市民視点に立った政策の遂行【課題解決力の強化】」	P 9
V	行政改革の推進方針	P 10

I はじめに

養父市では、平成 17 年度に第 1 次行政改革大綱を、平成 21 年度に第 2 次行政改革大綱を、平成 25 年度に第 3 次行政改革大綱を策定し、行政運営の適正化及び効率化を図ってきました。

市民の協力を得ながら行ってきた行政改革の取り組みにより、地方自治体財政健全化法に基づく 4 指標のうち最も懸案であった実質公債費比率について平成 28 年度決算値が 8.9%、平成 29 年度も安定的に推移する見込みで大幅な改善を図ることができました。また、市民との協働が推進されたほか、平成 26 年には国家戦略特区に指定されたことにより、新たな企業が養父市に参入する等明るい兆しも見えてきています。

一方で、平成 27 年度から普通交付税の合併算定替え加算額の段階的減額が始まり、平成 32 年度に一本算定になるなど、依然として養父市の財政状況は厳しいものがあります。

今後も、不断の行政改革を実行していくことで、安定した将来の養父市を作り上げていかなければなりません。

II 第 3 次行政改革大綱の取り組み

第 3 次行政改革大綱では、行政改革の基本方針として「永続的に自立できる財政基盤の構築」、「市民とのパートナーシップ(協働)の深化」、「市民視点に立った政策・業務を円滑に遂行するための取り組み」の 3 つを掲げ改革を実施してきました。

平成 25 年度から 5 年間の成果は次のとおりです。

「1 永続的に自立できる財政基盤の構築」

(1)事業のスクラップ&ビルド(事務事業評価)

建設事業に伴う新規に発行する 5 年間の起債総額を 65 億円以内に抑制することについては、事務事業評価（主要建設事業審査や大規模事業評価ほか）の実施などにより事業の効果・効率性などを審査し、必要性の高い事業のみを実施したことにより、平成 29 年度末に目標を達成する見込みです。

(2)歳出削減の仕組みづくり

①平成 30 年度一般会計当初予算一般財源ベース(特殊要因を除く)で、113

億円台に抑制することにつきましては、平成 25 年度当初予算 126.4 億円に対し、平成 29 年度当初予算で 119.8 億円と歳出削減に努めてまいりましたが、平成 30 年度 113 億円台の目標は達成が困難な見込みです。

②実質公債費比率を 13%台にすることにつきましては、平成 26 年度決算が 13.1%と目標を達成し、以降も安定した数値で推移し、平成 29 年度末におきましても下回る見込みです。

(3) 公共施設の適正化等

公の施設管理適正化計画に基づいた公共施設の 40%以上を譲渡又は廃止することについては、「養父市公共施設等総合管理計画」を作成するなど公共施設の削減に努めましたが平成 29 年度末目標達成が困難な状況です。

(4) 財源確保対策の強化

広告料等とふるさと納税を合わせた額を 5 年間で 5,000 万円以上にすることについては、ふるさと納税の積極的な推進により平成 28 年度には約 2 億 5 千万円の寄付をうけるなど、目標を達成しています。

(5) 上下水道事業の健全化

上下水道事業の人件費を含めたコストを 10%削減することについては、下水道処理施設の統合・長寿命化や電気・通信費の削減を図るなどコスト削減に努めましたが、目標を達成することが困難な状況です。

「2 市民とのパートナーシップ（協働）の深化」

(1) 市民の健康を育むまちづくり

医療費や介護給付費に係る繰出金の合計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計）が、前年度を下回る目標については、市民ドックややっぷー健康ポイント制度の実施や健康教室の開催などを通して健康寿命の延伸を図りましたが、目標の達成は困難な状況です。

(2) 子どもに養父市の良さを伝える

養父市で育つ子どもたちが、将来、養父市に住み、市を担う大人へと成長していくためには、子ども自身が自己の成長する過程において市を好きになってもらうことが大切であることから、市の良さを実感

してもらえようような取り組みを行いました。

こども園等においては、地域行事等に積極的に参加するなどの園外教育・保育の実施や、学童クラブでは、高齢者からの地域文化の継承に取り組みました。

小・中学校においては、県下最高峰の氷ノ山登山を行い大自然の素晴らしさを体感する「山の学校」や、市の伝統文化や芸能等の地域の良さに学ぶ「ふるさと教室」の2つを合わせた「やぶっ子夢プラン」事業などに取り組みました。

(3) 新しい産業（事業）を起こす仕組みづくり

養父市は、平成 26 年 5 月、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する国家戦略特区に指定され、全国から注目されることになりました。

この指定を受けたことにより、特区制度を利用した市外企業の養父市への進出があり、現在では事業も開始し、特に農業分野において新たな雇用が生まれるなどの効果がありました。

この特区の取り組みを始め養父市では地域振興に向けて新たな流れが生まれています。

「3 市民視点に立った政策・業務を円滑に遂行するための取組」

(1) 行政情報の徹底した公開と透明度の高い開放的な市政運営

財政状況や行政課題の実態や市民がまちづくりの主役として参画できるために知りたい情報を分かりやすく伝えるように努めました。

具体的には、広報紙、CATV、ホームページ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などで養父市の情報を積極的に発信しました。

また、市民が市長と意見交換を行う目的で、地域自治組織単位の「タウンミーティング」や市長が各種団体等の会合に参加する「出前講座」などを実施しました。

(2) 分かりやすい行政組織と信頼される職員体制の整備

多様化する市民ニーズ等に対応するために各課の編成等を柔軟に行うなど機動的に対応しました。

人事評価制度においては、毎年度実施している評価者研修だけでなく、被評価者研修も実施しました。また、採用においては、将来に向

けた上下水道技術者を養成するために、上下水道に限定した若手の職員を採用したり、建築職や保健師、栄養士などの業務において、任期付職員を採用するなどしました。

派遣・研修の分野においては、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県塩竈市への派遣を継続的に行うとともに、貴重な地域資源の保全と地域活性化への有効活用を学ぶため兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科への派遣、さらには、地域づくり全般に関する調査や研究などを行う研修生として地域活性化センターへも派遣しました。

Ⅲ 課題解決に向けての行政改革の継続

養父市はこれまでの行政改革により、危険水域にいた実質公債費比率は平成 28 年度決算値で 8.9%、平成 29 年度も安定的に推移する見込みになるなど成果を上げてきました。

しかし、合併から 10 年が経過し、合併によって措置されていた普通交付税の特例措置が平成 27 年度から段階的に漸減され、平成 31 年度に措置が終了するなど、行政改革の手を緩めることはできません。

養父市が今後も地域の伝統・文化を守りつつ、活性化を図っていくためにも継続した行政改革を進めます。

(1) 合併特例（交付税）の終了を迎えて

平成 16 年の合併から続いていた、普通交付税等の特例加算が平成 27 年度から 5 年間で漸減され、第 4 次期間中の平成 32 年度に一本算定となります。

自主財源が乏しい養父市にとって、交付税減額は財源の不足に直結するものであり、この漸減する財源についての対応が必要です。

また、合併以来削減に努めてきていますが、養父市が保有する公共建築物についても、今後、養父市が持続的に発展していくうえで保有数を計画的に削減していきます。

(2) 市民との協働の推進と開放的で迅速な市政運営

地域コミュニティの維持が困難になりつつある中、地域自治組織が市内全域 18 地域で設立されました。この地域自治組織が持続的に発展・活動していくためには、地域自らが助け合い、支え合って進んでいかなければなりません。

今後の市政においては、あらゆる場面で市民との協働を深化させていくことが求められています。

このため、行政を効率的かつ市民と協働で進めていくために、行政の考えや地域の課題・問題点などを把握し、共有することが大切であることから、積極的な広報やタウンミーティング等の対話の場を設置します。

また、限られた職員数の中で、そのニーズに対応していくために、高いモチベーションとスキルを持った機動的・機能的な組織を構築していきます。

IV 行政改革の基本方針

「1 安定的で持続可能な財政基盤の確保」

(1) 事業のスクラップ&ビルド

市の政策の推進にあたり、限られた財源の中で必要な事業を実施するために、既存事業の見直しや、時代のニーズに合わない事業、費用対効果の低い事業の廃止等により経費を削減することで財源を生み出し（スクラップ）、その財源で新たな事業を含む必要な事業や費用対効果の高い事業を実施すること（ビルド）による事業費の抑制と重点化・効率化に引き続き取り組みます。

事務事業評価(主要建設事業審査、大規模事業評価など)を行うことで事業の必要性等を検討し、事業の統廃合・効率化・合理化を図っていきます。

併せて、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、民間の機能を活用することが適当と判断した業務については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護に留意しながら民間委託を効果的、計画的に進めます。

▼数値目標

- 建設事業等に伴う新規に発行する第4次行革期間内の起債総額を70億円(過疎対策事業債(ソフト分)含む)に抑制すること。

(2) 歳出削減の仕組みづくり

平成27年度から普通交付税の合併算定替え加算額の段階的減額が始まり、平成32年度に一本算定が始まります。このことにより、平成26年度に比べて9.8億円の歳入減が見込まれます。

市税等を含めた歳入の確保と併せて、歳出を削減する仕組みの維持・構築を引き続き行います。

また、今までの行政改革の実施により実質公債費比率の改善を実現することが出来ましたが、将来に向けての公債費抑制のため起債発行額の制限と繰上償還を引き続き実施するとともに兵庫県平均値などにも注視していきます。

▼数値目標

- 平成 34 年度の一般会計当初予算における一般財源(特殊要因を除く)を 115 億円台に抑制すること。

(3) 財源確保対策の強化

自主財源の乏しい養父市においては、計画的な財政運営の推進に向けて、引き続き自主財源の確保について格段の努力を払わなければなりません。

市税、使用料等については、負担の公平性の観点から、実効性のある滞納整理の実施等により収納率の向上に努めます。

また、不要となった市有財産の売却や空き施設の貸付など公の施設の有効活用を図ります。

更に、新たな財源確保のため近年大きな伸びをみせているふるさと納税を積極的に推進するなど、歳入の確保に取り組んでいきます。

▼数値目標

- ふるさと納税等の収入を第 4 次行革期間中で 10 億円以上にすること。

(4) 上下水道事業の健全化

上下水道事業については、上下水道施設の統廃合を推進するとともに長寿命化に取り組めます。また、引き続き、施設の維持管理の効率化などを推進することによって、コスト削減を図ります。

あわせて、受益と負担のあり方が適正かを協議し、必要ならば使用料の改定を図るなど、事業運営の健全化に努めます。

▼数値目標

- 歳入の確保及びコスト削減を図り、上下水道事業に対する一般会計からの繰入金の合計額が、前年度を下回ること。

「2 未来を見据えた公共施設管理の推進」

養父市は、合併時に旧町から多くの施設を引き継いでいます。その中には、老朽化が著しい施設、用途が重複する施設等があります。

このことから、養父市では平成28年3月に「養父市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この計画は、現在の養父市の保有する公共建築物を今後もすべて永続的に管理していくことは市の財政力等を鑑みて極めて困難であることから、市が管理できる公共建築物のあり方を示すもので、40年間で48%削減するという長期的な計画です。

この計画を実行することにより、施設更新費の削減だけにとどまらず、施設の運営手法の見直しやサービス提供のあり方を見直しをあわせて行い、サービスコスト(管理費・人件費)の削減にも繋がります。

公共施設等総合管理計画を通して、公共建築物の削減を進めるとともに、施設サービス自体も見直し、現在および将来世代にとってより望ましいサービス提供の実現を目指します。

▼数値目標

- 第4次行革期間中に市保有施設の延床面積を平成27年度末から12%削減すること。

「3 市民とのパートナーシップ（協働の深化）」

残念ながら少子高齢化、人口減少が進んでおり、地域のコミュニティを維持していくことが難しくなっています。そのような中、地域の人と人を繋ぎ、お互いに助け合い、支え合っていく場として、旧小学校区を区域とした地域自治組織が市内全域18地域で立ち上がりました。

今後は、立ち上がった地域自治組織が、地域の事を自らで行っていくという取り組みを永続的に続けていくことが重要です。そのため、地域担当チームは引き続きその運営を支援する形で継続します。

優良事例の紹介などの情報共有を通して全ての地域自治組織がその地域の特色を発揮しつつ発展していくように支援します。

(1) 市民の健康を育むまちづくり

市民がいつまでも健康で、自分らしく安心して暮らせる地域を創造することが大切です。

市民の健康に重要な役割を果たす地域の医療機関においては、医師不足の問題がありますが、公立八鹿病院や診療所などと協力して地域医療の確保に向けて努めていきます。

また、市民自身が健康の維持増進、疾病の早期発見に取り組むとともに地域ぐるみで生活習慣病予防、介護予防等にも取り組むことが健康寿命の延伸を図る上で重要となります。

充実した健診の推進による疾病の早期発見と生活習慣の改善、健康づくり活動への積極的な参加の促進、年代に応じた適切な食の選択と関係する機関との連携による食育の推進、障がい者の地域移行・地域定着事業の推進などに努めます。

健康寿命を延伸し、医療費や介護給付費などの社会保障費の削減に繋げていきます。

(2) 養父市を好きになる子どもの育成

養父市で育つ子どもたちが、将来、養父市に住み、養父市を担う大人へと成長していくためには、自身が自己の成長する過程において養父市の良さを実感し、養父市を好きになることが大切です。

そのために、こども園等においては、地域との交流を深めるため、地域行事等に積極的に参加する園外教育・保育や学童クラブにおける高齢者からの地域文化の継承の取り組みを引き続き行います。

小・中学校においては、義務教育を担う学校として、学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成する観点から、義務教育 9 年間の系統性・連続性に配慮した教育活動や、地域の教育資源から実体験を通して良さを学ぶ教育活動「小中一貫教育」に取り組んでいきます。その 1 つとして、「ふるさと養父市を実感する活動」、「ふるさと養父市の先人に学ぶ活動」、「養父市の今をとらえる活動」、「養父市の未来に参画するための活動」の 4 つの観点から取り組む「やぶ・ふるさとキャリア教育」を市内全域で引き続き展開していきます。

さらに、こうした取り組みを生かし、市が市民ボランティアや事業所等と連携しながら、土曜日において子どもたちに補充学習や地域での多様な体験活動ができる教育環境を提供し、その成長を支える「養父市土曜授業」の取り組みを進めていきます。

(3) 養父市の産業振興への仕組みづくり

国家戦略特区の指定を受けたことにより、市外企業が養父市に進出し市内で事業を展開しています。また、市内の企業でも特区制度を利用した新たな事業を展開しています。

このような新たな産業振興が生まれてきている中で、農産物等の6次産業化の推進、観光資源をはじめとした地域資源の更なる利用を市内事業者と連携・活用し、起業・雇用の創出など地域の活性化に結び付けていきます。

「4 市民視点に立った政策の遂行【課題解決力の強化】」

(1) 行政情報の徹底した公開と透明度の高い開放的な市政運営

財政状況や行政課題の実態を広報紙、ホームページ等多様なメディアを活用して、市民に積極的に提供し、十分に説明責任を果たすことで、真に必要な行政活動について市民とのコンセンサスを図ります。

市民がまちづくりの主役として参画できるよう、情報を分かりやすく、かつ積極的に発信するため、多様な分野における情報公開と広報、広聴及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の充実を図り、市政情報の共有化・透明化（見える化）を引き続き進めます。

また、タウンミーティングをはじめとした市民との直接対話の機会を設け、多様な年代や立場の方々との意見交換を行います。

(2) 分りやすい行政組織と信頼される職員体制の整備

政策課題が困難になり業務量が増大していることから、業務のアウトソーシングの検討や既存業務のプロセスの見直し、職員の働き方改革などを行い、市民ニーズに対してスピード感や正確性のある対応の良さで信頼を確保出来るよう、横断的な取り組みも踏まえた効率的な組織づくりを行います。

人事評価制度においては、公平で公正な評価の実施のために引き続き評価者・被評価者ともに研修を実施し、評価結果の勤勉手当への反映、さらに昇給へも反映させるなどの取り組みを引き続き行います。

定員管理計画において、人的資源の制約がある中、任期付職員や再任用職員の活用、専門的な知識・経験を有する者の人材確保と合わせ、研修等の実施により事務の効率化と専門的人材の育成や若手職員の育成及び政策企画能力の向上を図ります。また、昇任試験制度の見直しによる職員の意識改革を行い、より実践的な組織体制を構築することで仕事の質を上げ、行政コストの削減を図ります。

また、高度で専門的な能力を身に付け、養父市での業務に活用出来るよう、一定期間外部組織での研修（派遣）を引き続き実施します。

V 行政改革の推進方針

1 行政改革大綱の推進期間

第4次行政改革大綱の基本方針に基づく推進期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

推進にあたり、平成31年度に普通交付税の合併算定替え加算が終了し、平成32年度から一本算定が始まることから、平成32年度に目標数値等の計画全般について見直しも含めた検証を行います。

2 行政改革の推進体制

引き続き、更なる行政改革を行うには、全市的な取り組みが必要です。

市役所内に市長を本部長とする養父市行政改革推進本部を設置し、市民組織である行政改革推進委員会との役割分担により行政改革を推進、具体的な施策を企画及び行政改革の推進状況を検証します。また、定期的に行政改革がPDCAサイクルに基づき的確に行われているか確認し、公表します。